

実践 刑事手続 逮捕編

栗田 知穂 監修

坂田 裕紀 編著
江里口 紀子

地域・刑事実務研究会



立花書房

は し が き

捜査官が実務の過程において直面する問題の多くは、しばしば共通のパターンを有している。そのため、最も手っ取り早い解決方法は、同種の問題についての処理経験を有する上司や先輩に聞くことである。しかし、最近は上司や先輩とのコミュニケーションの機会も減っており、また、限られた人員で多くの案件を処理する必要から、適切な相手を探して聞くということ自体なかなか困難になっている。まして、処理に一刻を争うような実務の最前線であれば、なおさらのことであろう。そのような環境にある捜査官の一助となるべく、本書は企画された。

すなわち、捜査官が直面する可能性のある具体的な問題について、類型・場面ごとに、事例（事案・ケース）を用いて、法的根拠や判例・裁判例、処理の方向性等を分かりやすく解説するというものである。

執筆に当たったのは、いずれも捜査・公判の第一線で活躍し、相応の経験を積むとともに、警察官と一緒に適切な事件処理を目指すという熱い思いを持った（現・元）検事たちである。本書の内容は、必ず実務の最前線で活躍する捜査官の事件処理や過誤の防止に役立つであろう。

諸般の事情により、本書を含む企画・構想が出されてから出版までに多くの年月を要してしまっただが、この度、本書「逮捕編」から順次、各パートの刊行にこぎつける見通しとなった。その間、企画を実現させるべく地道な努力を継続していただいた立花書房編集部の馬場野武部長を始めとした、濱崎寛美課長や中埜誠也係長、本山進也参与ほか立花書房の皆様には心よりの敬意を表するとともに、感謝を申し上げる。

なお、本書「逮捕編」に引き続き、「実践刑事手続」シリーズとして、他編の刊行も順次予定されており、読者の皆様において、本書とともに御活用いただければ幸いである。

2026 年 4 月

慶應義塾大学大学院法務研究科教授（元検事） 栗田知穂

は し が き

第1章 通常逮捕

第1節 逮捕状の請求手続

Q001 逮捕状請求における「相当な理由」の特定の程度 …………… 2

立花署が捜査中の侵入窃盗事件につき、被害品のブランド腕時計が被害発生から5日後に甲男によって質店に入質されていたことは判明していますが、指紋・足跡等の犯人特定に足りる証拠は得られていません。この状況でT警部補が甲男を被疑者として逮捕状を請求することは、妥当なのでしょうか。

Q002 常習犯として起訴された後、保釈中に同種犯行を繰り返している場合における再逮捕の可否 …………… 4

常習賭博罪で起訴されて保釈中の甲男が、保釈中においても同種の賭博を継続していることが発覚し、警察が捜査に着手したところ、甲男は逃亡の気配をみせ、罪証隠滅工作にも乗り出しました。この場合、保釈中の新たな賭博事件について甲男を再逮捕することができるのでしょうか。

Q003 常習犯として確定判決を受けた後に、同常習罪の一部をなす犯行が新たに発覚した場合における再逮捕の可否 …………… 6

令和〇年 9 月 20 日及び 12 月 10 日の常習賭博で拘禁刑 3 月の確定判決を受け服役を終えた甲男について、①犯行期間の中間に当たる 11 月 3 日の常習賭博事実が事後的に発覚した場合に、再逮捕は可能なのでしょうか。②起訴後で、有罪判決が未だ言い渡されていない保釈の期間中に、同事実が発覚した場合の再逮捕はどうでしょうか。

Q004 正当な理由もなく出頭を拒否し続ける任意捜査中の被疑者を逮捕することの可否 …………… 8

被害結果が全治 5 日の職場同僚間の傷害事件について、社宅居住の被疑者甲男につき立花署は任意捜査を選択しました。その後、S 巡査部長が繰り返し出頭を求めたにもかかわらず甲男が「任意だろう。逮捕状を見せろ」などと言って一向に応じない場合、この出頭拒否を理由に逮捕できるのでしょうか。

Q005 勾留請求前に逮捕被疑者が入院し、退院後に同一事実で再逮捕することの可否 ……………10

深夜路上での職質により署に同行した、甲男の覚醒剤使用が発覚し、S 巡査部長が緊急逮捕のうえ翌日送致しましたが、甲男の持病が急激に悪化して救急搬送され、勾留請求前に釈放のうえ入院となりました。約 1 か月後に退院した場合、同一の覚醒剤使用事実について逮捕状を得て、甲男を再逮捕できるのでしょうか。

Q006 被疑者が別件で他の警察署に逮捕・勾留中である場合における逮捕状請求書の記載事項12

立花署管内の窃盗事件の被疑者を甲男と特定しましたが、甲男は既に別件の公務執行妨害罪で小川署に逮捕・勾留中であることが判明しました。釈放後の逃亡を懸念して、窃盗事件でも逮捕状を請求する場合、甲男が別件で他署に勾留中である事実及び逮捕に係る犯罪事実を、同請求書に記載すべきなのでしょうか。

Q007 逮捕状の有効期間の起算日14

立花署管内の車上荒らし事件につき、令和〇年 10 月 3 日（日曜日）に甲男の逮捕状を請求し、同日、有効期間 7 日間の逮捕状の発付を得ました。起算日の考え方からすると、この逮捕状の有効期間の末日はいつなのでしょうか。

Q008 逮捕状の有効期間と公訴時効の関係16

傷害事件で逃走中の甲男について、有効期間 3 か月の逮捕状再請求を繰り返してきましたが、T 警部補が、今回の請求を行うと有効期間の末日が公訴時効完成日（本年 6 月 1 日）を超えて同月 5 日となることに気付きました。この場合、有効期間の末日はいつとして請求すべきなのでしょうか。

Q009 逮捕状の有効期間の末日が休祝日に当たることとなる場合に、有効期間を 7 日未満として請求することの可否18

令和〇年 3 月 13 日に窃盗事件で甲女の逮捕状を請求しようとした T 警部補は、有効期間を 7 日とすれば末日が春分の日（3 月 20 日）となることから、初回請求の有効期間を 6 日（3 月 19 日木曜日まで）に短縮すべきなのでしょうか。また、再請求はいつ行うのが妥当でしょうか。

Q010 被害者に対する犯行と同一機会・場所で行われた他の者に対する
犯行について再逮捕することの可否 ……………20

アパートの一室でのV女に対する侵入強盗致傷事件で甲男を通常逮捕しましたが、その後の捜査により、同一機会・同一室内でV女の同居人Y女に対する強盗致死事件もあったことが判明しました。この場合、T警部補らは甲男を強盗致死罪で再逮捕することができるのでしょうか。

Q011 逮捕状の発付後に、被疑者が逃亡した上、罪名を変更する必要が生じた場合における、逮捕状再請求時の有効期間の指定 ……………22

T警部補が傷害事件で逃亡中の甲男について有効期間1か月の逮捕状で追跡捜査中に、入院加療中であった被害者V男が死亡し、被疑罪名を傷害致死罪に変更する必要が生じました。この場合、新たな罪名で逮捕状を再請求する際に、1か月の有効期間を指定することができるのでしょうか。

Q012 暴行罪で逮捕状の発付を受けた後に、被疑者が逃亡した上、罪名を傷害罪に変更する必要がある場合の措置 ……………24

DV事件で夫甲男に対し暴行罪での逮捕状発付を得た後、甲男が逃亡しました。3日後、妻V女が来署して肋骨骨折・全治1か月の診断書を提出したため、罪名を暴行罪から傷害罪に変更する必要がある場合、T警部補はどのような措置を執るべきなのでしょうか。

Q013 処罰されていない事実を常習性の認定資料とすることの可否 …26

対立するグループのV男の兄Y男を甲男が殴打し、全治3週間の傷害を負わせた事件を、暴力行為等処罰法1条の3の常習的傷害罪で立件しようとする場合、処罰されていない傷害の前歴2件及びV男に対して以前から再三加えていた暴行等の事実を常習性の認定資料とすることができるのでしょうか。

Q014 監置処分を受けた者に対し、同一犯罪事実で逮捕することの可否
……………28

殺人事件の公判傍聴後に退廷せず大声を上げていた甲男が、裁判所警務課職員の顔を殴打したとして、法廷等の秩序維持に関する法律に基づく監置処分を受けました。監置終了後に立花署が公務執行妨害罪で甲男を通常逮捕することは、一事不再理の原則に反するのでしょうか。

Q015 同一事実で逮捕状の請求を複数回行っている場合における逮捕状
請求書の記載方法 ……………30

立花署は、強盗殺人事件の被疑者甲男の逮捕状を得ましたが、甲男は所在不明となったため、全国に指名手配のうえ有効期間満了の都度同一事実で逮捕状を再請求していました。通算7回目の請求に当たりますが、逮捕状請求書の「同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由」欄にはどう記載すべきなのでしょうか。

第2節 逮捕手続

Q016 逮捕状に記載された被疑者の氏名に誤記があった場合の措置 …32

Ｔ警部補が「鈴木三郎」を被疑者氏名とする逮捕状により逮捕を試みたところ、本人の申立てから、正確な氏名は「鈴木三朗」であり、逮捕状の記載は誤記であることが判明しました。この場合、当該逮捕状によりそのまま逮捕することができるのでしょうか。

Q017 体調が悪い被疑者を逮捕することの可否……………34

Ｔ警部補らが逮捕状の発付を得た被疑者を逮捕するため被疑者宅に赴いたところ、被疑者がかぜ様の症状で寝込んでいることを確認しました。この場合、被疑者の体調が不良にもかかわらず、そのまま逮捕しても差し支えないのでしょうか。

Q018 被疑者が妊娠中であることが判明した場合に逮捕することの適否……………36

業務上横領事件で逮捕状を得た甲女を、遠方のＡ県の転居先で発見し、同県にて任意同行の上で取り調べたところ、甲女は犯行を否認したほか、妊娠３６週（臨月）であることを申し立て、甲女のかかりつけ医は、留置・護送ともに避けるよう所見を述べました。この場合、犯行否認を理由に、通常逮捕しても差し支えないのでしょうか。

Q019 逮捕状のコピーを被疑者に示して逮捕状の緊急執行を行うことの可否38

業務上横領事件で甲女に対する逮捕状の発付を得て数チームで追跡捜査を行い、A県の実家付近でS巡査部長らが甲女の所在をつかみましたが、逮捕状の原本は別チームが所持しており、取り寄せる時間がありません。手元の逮捕状のコピーを甲女に示し、逮捕状の緊急執行を行うことができるのでしょうか。

Q020 被疑者の抵抗により、事前に逮捕状を提示することができなかった場合の措置40

詐欺事件で発付された甲男への逮捕状を持ち、キャバクラに赴いたT警部補が逮捕状を示そうとした瞬間、甲男が殴り掛かってきて逃走を図りました。取り押さえた後、「詐欺罪で逮捕状が出ている」と告げましたが甲男は激しく抵抗したため、逮捕状を提示しないまま手錠を掛け、直後に捜査車両内で逮捕状を示しました。この逮捕手続は、適法なのでしょうか。

Q021 被疑者の逮捕を妨害する第三者に対する実力行使42

T警部補らが深夜、路上でトクリュウの甲男を覚醒剤取締法違反の容疑で通常逮捕しようとしたところ、同メンバーの乙男が「甲男をパクるな」と言い、殴り掛かりのような氣勢を示しました。逮捕完了までの間、警察官2名で乙男の両腕を抱えて一時的に身体を自由を制限しましたが、こうした行為は、許されるのでしょうか。

Q022 窃盗罪で逮捕した被疑者の取調べを行った結果、盗品等有償処分
あっせん罪の犯人であることが判明した場合の措置 ……………44

窃盗罪で甲女を逮捕したＴ警部補が取調べ・裏付け捜査を進めた結果、被害品のバッグを窃取したのは乙男であり、甲女は盗品と知りながら乙男の依頼で質屋に入質したことが判明しました。甲女は窃盗罪について釈放したのち、盗品等有償処分あっせん罪で逮捕状を取得の上、改めて逮捕すべきなのでしょうか。

Q023 通常逮捕の直後（引致前）に被疑者が逃走した場合に、同一の逮捕状で被疑者を再逮捕することの可否 ……………46

指名手配中の強盗被疑者甲男をＰ巡査とＲ巡査が通常逮捕しましたが、甲男は捜査用車両に乗せようとした際に手錠を掛けられた状態のまま逃走しました。緊急配備から２０分後、逃走場所から約９００メートル離れた橋梁下で甲男を発見した場合、最初の逮捕状により、再度逮捕することができるのでしょうか。

Q024 通常逮捕・引致後、弁録中に被疑者が逃走した場合に、同一の逮捕状で被疑者を再逮捕することの可否 ……………48

立花署の取調室で甲男を傷害罪で通常逮捕し、弁解録取をしている際、甲男が突然逃走を図りました。署員らは甲男を見失うことなく直ちに追跡し、立花署の表門から約１００メートル離れた地点で捕まえました。この場合、新たに逮捕手続を執ることなく甲男を引致することができるのでしょうか。

第2章 緊急逮捕

第1節 逮捕手続

Q025	被害者が不在で被害事実の確認ができない場合に緊急逮捕することの可否	50
-------------	---	----

深夜警ら中のS巡査部長が職質及び所持品検査をした甲男のリュックから宝飾品・腕時計・ドライバーが見つかり、甲男は15分前にV男宅に侵入し盗んだ旨を自供しました。V男宅を見分したところ、窓ガラスが割られた部分で侵入の形跡が確認できましたが、V男は不在であってその被害事実を確認できない場合、甲男を緊急逮捕することができるのでしょうか。

Q026	被害者が一時的に不在にしており、被害の詳細について確認がとれない場合における緊急逮捕の可否	52
-------------	---	----

管内のカードショップで刃物使用強盗が発生したとの110番通報を受け緊急配備を実施し、犯人と人着が一致する甲男を職質した結果、甲男は犯行を全面的に認め、包丁と現金100万円を差し出しました。ただし通報した被害者は立ち去り、被害届がなく面通しもできない場合、強盗罪で緊急逮捕できるのでしょうか。

Q027	親告罪事件につき、被害者の告訴意思をいまだ確認できない段階で被疑者を逮捕することの可否	54
-------------	---	----

深夜警ら中に職質した甲男のポケットから、V女の宝飾品が見つかり、甲男は伯母V女宅から盗んだ旨を自供しました。本件は刑法244条の適用により親告罪となるところ、V女の夫Y男が宝飾品の帰属を確認し甲男の逮捕を求めています、V女の告訴未了の段階で、甲男を緊急逮捕できるのでしょうか。

Q028 被害に遭った後、いったん自宅に戻ってから通報し、捜索により
犯人を発見した場合の逮捕種別56

不同意わいせつ事件の通報を受けたＴ警部補が被害者Ｖ女を同乗させて付近の検
索を開始したところ、犯行から約 30 分後、犯行現場から約 700 メートル離れた場
所でＶ女が甲男を「犯人はあの男です」と指示し、甲男も犯行を自供しました。こ
の場合、現行犯逮捕と緊急逮捕のいずれによるべきなのでしょうか。

Q029 職務質問により、約15分前に窃盗に及んだことが発覚した場合
における逮捕種別58

コンビニの駐車場で職務質問を受けた甲男が「100 メートル先の民家に停めてあっ
た自転車を盗んだ」と自供したため、P 巡査が被害現場に急行したところ、被害者か
ら約 15 分前に自転車を盗まれたという事実が判明しました。S 巡査部長が甲男を窃
盗罪で逮捕するには、現行犯逮捕と緊急逮捕のいずれによるべきなのでしょうか。

Q030 あらかじめ犯人及び犯罪の特定ができている場合において、被疑
者を発見次第緊急逮捕することの可否60

スーパーマーケットでの偽造一万円札使用事件で、防犯カメラ映像等から犯人を特
定し、鑑定でも偽札と確認した立花署は、2 週間後に被疑者の立回り先のパチンコ店
に通報を依頼しました。同店から通報があり次第、急行して緊急逮捕する、とのＴ
警部補の方針に、問題はないのでしょうか。

Q031 逮捕時における理由の告知62

緊急逮捕を行う際には、被疑者に対して「理由を告げて」逮捕しなければならないとされていますが、この要件を充たすためには、被疑事実の罪名や具体的な犯罪事実について、どのような事項をどの程度、具体的に告げることができれば足りるのでしょうか。

Q032 緊急逮捕の要件を満たす罪と満たさない罪の両方について緊急逮捕することの可否64

電車内での刃物使用傷害事件で逃走した犯人について、緊急配備を実施した結果、S 巡査部長が甲男を発見・任意同行したところ、甲男は傷害事件を認めるとともに、使用した包丁を数日前から持ち歩いていたことを自供しました。緊急逮捕の要件を欠く軽犯罪法 1 条 2 号違反（凶器携帯）の罪も、傷害罪に併せて緊急逮捕することができるのでしょうか。

Q033 犯行及び住居・氏名等を素直に自供している16歳の高校生を緊急逮捕することの可否66

深夜警ら中に、ヘルメットをかぶらず原付自転車に乗ろうとした高校生甲男（16 歳）を職質した S 巡査部長は、甲男が住居・氏名等を素直に告げた上で昨日スーパー駐車場の原付を盗んだと自供し、逃走の気配もないことを確認しました。盗難被害届との一致も確認された場合、直ちに緊急逮捕すべきでしょうか。

Q034 取調室からの退去を望んでいる任意被疑者に対して逃亡及び罪証
隠滅のおそれが生じた場合の逮捕種別……………68

横領事件の十分な嫌疑がある著名なインフルエンサーの甲女を任意で取り調べていたところ、裏付け捜査により、甲女がマンションを解約し事件関係者と連絡をとっていた事実が判明しました。それとともに、甲女は「急用ができたから帰っていいですか」と申し立てました。逃亡・罪証隠滅のおそれが生じたこの場合は、通常逮捕によるべきなのでしょうか、緊急逮捕により、逮捕することができるのでしょうか。

第2節 逮捕状の請求手続

Q035 緊急逮捕後に罪名変更が生じた場合における逮捕状請求書の記載70

居酒屋での刃物使用事件を偶発的な傷害事件と判断し、犯人と思われる甲女を傷害罪で緊急逮捕したところ、弁解録取の際に甲女が「V 女が夫と不倫しているから殺そうと思った」と供述し、殺人未遂罪であることが判明しました。この場合、逮捕状請求書に記載すべき被疑事実は、傷害罪と殺人未遂罪のいずれになるのでしょうか。

Q036 遠隔地で緊急逮捕した場合における引致先及び逮捕状請求先 …72

立花署管内で発生した横領事件の被疑者甲女につき、T 警部補らが遠隔地の A 県 B 署管内に出張して発見、追跡し、自供と裏付けを得て緊急逮捕しました。この場合、①立花署へ引致することができるのでしょうか。②緊急逮捕状は、どこの裁判所に請求すべきなのでしょうか。

第3章 現行犯逮捕

第1節 現行犯逮捕

Q037 犯行を現認していない被害者からの通報により臨場した警察官が、その場にいた犯人を現行犯逮捕することの可否 ……………74

飲食店トイレで置き忘れられたV女の財布から現金を抜き取り投棄した甲女（アルバイト店員）につき、犯行を直接目撃していないV女の通報で現着したT警部補が職質したところ、甲女は犯行を認め盗んだ金を提出し、財布も発見されました。T警部補は、甲女を「現に罪を行い終わった」窃盗の現行犯人として、逮捕できるのでしょうか。

Q038 住居侵入被害者の供述と面通し結果のみを現行犯人の認定資料として現行犯逮捕することの可否 ……………80

住居侵入犯を追跡してきたV男が交番に来て、犯人は小川駅構内に入ったと申し立てました。S巡査部長が約2分後に人着一致の甲男を発見して職質しましたが、甲男は否認し不審な挙動もなく、V男が面通しで「犯人はこの男です」と指示するのみでした。この場合、甲男を現行犯人として逮捕できるのでしょうか。

Q039 窃盗被害者の供述と面通し結果のみを現行犯人の認定資料として現行犯逮捕することの可否 ……………84

賽銭箱を盗もうとした男が逃走したとのV女の申出を受け、S巡査部長が犯行から約10分後、現場から約200メートル離れた路上で人着が似た甲男を発見し職質しましたが、甲男は否認し不審物もありませんでした。V女の面通しで「犯人に間違いない」との申立てを得た場合、現行犯逮捕ができるのでしょうか。

Q040	傷害被害者の供述と面通し結果のみを現行犯人の認定資料として 現行犯逮捕することの可否	88
-------------	---	----

刃物使用傷害事件の軽傷被害者 V 男から犯人の人着を聴取した S 巡査部長らが、事件発生から約 20 分後、現場から約 200 メートル離れた路上で、人着が酷似する甲男を発見し面通ししたところ、V 男が犯人と確認しましたが、甲男は当初から否認し、凶器の所持も血痕の付着ありませんでした。この場合、現行犯逮捕することができますでしょうか。

Q041	質置主が質物に覚醒剤を隠匿して入質していた場合に、質置主を 覚醒剤所持で現行犯逮捕することの可否	92
-------------	---	----

覚醒剤取締法違反の前歴のある甲男を職質・所持品検査した S 巡査部長が、甲男からブランドバッグのポケットに覚醒剤を隠して質店に入質した旨の自供を得て質店に赴いたところ、バッグから覚醒剤を発見し、予試験で確認しました。いまだ、バッグを実質的支配下に置いていたとして、覚醒剤所持で、現行犯逮捕することはできませんでしょうか。

Q042	空き巣犯が侵入宅から逃げて自宅に戻るのを目撃した者が、警察 に通報し、臨場した警察官が、犯人を現行犯逮捕することの可否	96
-------------	---	----

Y 女が V 女宅から逃げる甲男を目撃して追跡し、近くのアパートの一室に入るのを確認した旨の通報を受け、S 巡査部長が犯行から約 30 分後に現着しました。Y 女が「犯人に間違いない」と確認し、甲男も「V 女宅に侵入したが逃げた」と自供した場合、甲男を住居侵入の現行犯人として逮捕できますでしょうか。

Q043 覚醒剤所持の現認後、任意同行及び予試験を経て、約30分後に
現行犯逮捕することの可否 100

深夜警ら中のP巡査に声をかけられた甲男がポケットからビニールバケを捨てて逃走したため、P巡査がバケを回収しながら追跡して職質しました。甲男のろれつが回っておらず、バケは覚醒剤様であったため、交番に任意同行し、予試験を実施したところ、覚醒剤と判明しました。バケを捨ててから約30分が経過した時点で、現行犯逮捕することができるのでしょうか。

Q044 電車内で現行犯逮捕に着手したが途中駅で犯人に逃走され、次の
駅（終点）の改札口で降車してきた犯人を現行犯逮捕することの
可否 104

深夜の電車内で甲男から暴行を受けたV男が、甲男を取り押さえようとしたことが終点一つ手前のA駅で逃走されました。V男は終点の改札口で待ち受けていたところ、約10分後に甲男が現れたため、その場で現行犯逮捕しましたが、これは適法なのでしょうか。

Q045 万引きを現認したが、確実な証拠を得るために犯人が店外に出る
のを待っている間に、犯人が更なる犯行に及んだ場合の現行犯逮捕
の適否 108

P巡査がスーパー内で甲女の万引きを現認しましたが、言い逃れを防ぐため店外に出るまで待つこととし、10分後に甲女が再び同じ手口で商品をエコバッグに入れ、レジを通らず店外に出たところで声をかけ、犯行を認めた甲女をその場で現行犯逮捕しました。最初の犯行を現認しながら更なる犯行を許容した上での逮捕は、適法なのでしょうか。

Q046 傷害事件で現行犯逮捕したところ、常習傷害罪であることが判明した場合の逮捕手続書 112

P 巡査は、繁華街でうずくまった V 男を繰り返し蹴る甲男を傷害罪で現行犯逮捕しました。その後、甲男が準暴力団メンバーで、暴行・傷害の前科 5 犯を有する暴力常習者であることが判明しました。書類作成前にこれが判明した場合、逮捕手続書の被疑事実を、暴力行為等処罰法 1 条の 3 の常習傷害罪として作成することは、適切なのでしょうか。

Q047 2週間前から殺人犯人をかくまっていた者を犯人蔵匿罪で現行犯逮捕することの可否 114

保険金殺人事件の被疑者として指名手配中の甲女が、交際相手の乙男方アパートに潜伏していることが判明し、張込みの結果、甲女を通常逮捕しました。かくまっていた乙男が「事件発生直後から自宅に居てもらっていた」と自供した場合、乙男を犯人蔵匿罪の現行犯人として、逮捕することができるのでしょうか。

Q048 事件発生から15分後、2キロメートル離れた場所で手配と同一の車両及び犯人を発見し、現行犯逮捕することの可否 118

深夜の路上強盗事件で、V 女からバッグを奪い自動車で逃走した甲男について緊急配備を実施した P 巡査らが、事件発生から約 15 分後、現場から約 2 キロメートル離れた地点での検問で手配と一致する車両及び甲男を発見したところ、犯行を自供しましたがバッグは所持していませんでした。この場合、現行犯逮捕することができるのでしょうか。

Q049 防犯カメラに記録された映像により犯行を確認し、犯行から20分後に現行犯逮捕することの可否 …………… 122

ホームセンターAで自動販売機荒らしが発生したとの通報で臨場したS巡査部長が、店員Y男と共に防犯カメラ映像で犯行を確認の上店内を検索したところ、映像の人着に酷似する甲男を発見したので職質すると、甲男は犯行を認め、盗んだ現金と犯行道具を提出しました。盗難発生から約20分後の時点で、現行犯逮捕できるのでしょうか。

Q050 軽微犯罪の現行犯人が、署に任意同行後、否認に転じて立ち去ろうとした場合における現行犯逮捕の可否…………… 126

パチンコ店の駐車場での職質・車内検索により、T警部補が甲男の車後部座席下に鉄パイプを発見したことから軽犯罪法1条2号違反（凶器携帯）と認め、甲男を立花署まで任意同行しましたが、取調室で一転して否認し、立ち去ろうとしました。鉄パイプ発見から約30分後、約200メートル離れていますが、現行犯逮捕はできるのでしょうか。

Q051 現行犯逮捕後、犯人が逃走し、その後緊急逮捕した場合における現行犯人逮捕手続書の作成の要否 …………… 130

傷害の現行犯人として甲男に両手錠をかけて逮捕したP巡査は、引致途中で甲男に逃走されてしまいました。直後の緊急配備から約3時間後、S巡査部長が甲男を発見して緊急逮捕した場合、P巡査は現行犯逮捕に係る現行犯人逮捕手続書を作成しなければならないのでしょうか。

Q052 不当な目的で現行犯逮捕を行った私人から被疑者の身柄引渡しを受けた場合の措置 132

コンビニ店員甲男が、「30 万円払えば万引きを見逃す」と乙女を 3 時間拘束した末に通報したことから、P 巡査が臨場したところ、甲男は、最初から金を要求するつもりで乙女を拘束し拒否されたので通報した、と自供しました。P 巡査は万引きをした乙女の身柄をどのように措置すべきなのでしょう。

Q053 防犯カメラに記録された映像により犯行を確認し、犯行から 30 分後に現行犯逮捕することの可否 134

ゲームセンターで V 男の落とした財布が窃取されトイレで現金 2 万円を抜き取られました旨の通報で臨場した S 巡査部長が、V 男と共に防犯カメラ映像で犯行を確認の上店内を検索したところ、遊技中の犯人甲女を発見したことから、声をかけると犯行を認め、盗んだ現金を提出しました。盗難発生から約 30 分後の時点で、現行犯逮捕できるのでしょうか。

Q054 私人が現行犯逮捕した万引き犯人の引致を受けた際、同私人が逮捕後 2 時間にわたり犯人の身柄を拘束していたことが発覚した場合の措置 138

ホームセンターの店員 Y 男が甲女の万引きを現認して事務所に連行し、2 時間にわたり余罪追及や被害弁償の要求を行った後、110 番通報し、P 巡査が臨場しました。引致を受けた T 警部補が弁解録取したところ上記の事実が判明した場合、T 警部補は万引きをした甲女の身柄をどのように措置すべきなのでしょう。

Q055 犯行を現認していない窃盗被害者が、事件発生から10分後、40メートル離れた場所で犯人を逮捕する場合の逮捕種別 …… 140

V男が停めていた自転車に置いていたバッグを甲男に盗まれ、事件発生から約10分後、V男は現場から約40メートル離れた公園内でバッグの中身を選別している甲男を発見し、「バッグを返せ！」と一喝すると犯行を認めました。この場合、甲男は「現に罪を行い終わった」固有の現行犯人なのでしょうか、それとも「罪を行い終わってから間がない」準現行犯人なのでしょうか。

Q056 事件発生から1時間後、600メートル離れた場所で、被害金とみられる現金を所持する犯人を発見した場合の逮捕種別 …… 142

パチンコ店での強盗事件（現金約20万円強取）の発生から約1時間後、現場から約600メートル離れたショッピングセンターで人着が一致する甲男を発見し職質したところ、甲男は犯行を認め強取したとみられる現金を提出しましたが、凶器は見つかりませんでした。この場合、現行犯逮捕することができるのでしょうか。

Q057 偽造通貨取得後知情行使罪の現行犯逮捕 …… 146

タクシー運転手V男から偽札被害の訴出を受け、ドライブレコーダー映像で犯行を確認したS巡査部長が、犯行から約5分後、現場から約300メートル離れたコンビニへ入店する甲男を発見し職質したところ、甲男は偽札と知りながら使った旨を自供しました。①同罪の現行犯逮捕に、「軽微犯罪」の制限が及ぶのでしょうか。②また、詐欺罪での現行犯逮捕は、可能なのでしょうか。

第2節 準現行犯逮捕

- Q058** ホテルの客室の備品を窃取した犯人を、チェックアウト時に準現行犯逮捕することの可否 …………… 150

以前にも客室の備品を盗んだとみられる甲男が、ホテルにチェックインしたとの通報を受け、翌朝チェックアウト時に待機していたS巡査部長が、荷物が増加しているとの申告を受けて職質・所持品検査を行ったところ、客室の備品6点が見つかり、甲男は「2時間半前に盗んだ」と自供しました。これを、準現行犯逮捕できるのでしょうか。

- Q059** エンジンオイル漏れを辿り、ひき逃げ事件発生から1時間後、2キロメートル離れた場所で準現行犯逮捕することの可否 … 154

トラックが自転車に衝突し、運転者に重傷を負わせたまま逃走したひき逃げ事件につき、T警部補が現場から漏れたエンジンオイルを辿って追跡した結果、事故発生から約1時間後・現場から約2キロメートル離れた空き地で手配と一致するトラック及びエンジンオイル漏れ箇所を確認中の甲男を発見しました。この場合、現行犯又は準現行犯として、逮捕できるでしょうか。

- Q060** 犯行後に一時帰宅し、再び盗品を持って外出した窃盗犯を、事件発生から1時間後、3キロメートル離れた場所で準現行犯逮捕することの可否 …………… 158

釣り具店で釣り竿3点を窃取し、逃走した甲男は、いったん自宅に戻った後、約1時間後に盗品を売却しようと軽トラックで外出したところを、釣り具店から約3キロメートル離れた地点で、緊急配備中のS巡査部長が発見しました。荷台に被害品と一致する釣り竿3点が積載され、甲男が犯行を自供した場合、準現行犯逮捕できるでしょうか。

Q061 犯行現場に靴を遺留した犯人を検索した結果、1時間後に靴を履いていない者を発見し、準現行犯逮捕することの可否 …………… 162

強盗犯人が靴を現場に残して逃走したとの通報を受け、緊急配備中のS巡査部長が、事件発生から約1時間後、現場から約200メートル離れた海岸の物陰で、靴下のみで服装が乱れた手配人着の甲男を発見し、職質したところ、甲男は犯行を自供しました。この場合、準現行犯逮捕することができるのでしょうか。

Q062 贓物隠匿後に警察官に呼び止められ逃走しようとした犯人の刑訴法212条2項の2号要件・4号要件該当性…………… 166

ゲームセンターでバッグを盗まれた被害者からの申出を受けたP巡査が、事件発生から約10分後、約300メートル離れたコンビニ付近で人着が一致する甲男を発見して呼び止めたところ、逃走しようとしてしました。停止させると、犯行を認め、「バッグは側溝に隠した」と自供し、バッグも発見されました。この場合、準現行犯の2号・4号要件に該当するのでしょうか。

Q063 職務質問により贓物の所持が明らかになった者を準現行犯逮捕することの可否 …………… 170

電動アシスト自転車用バッテリー3台の窃盗事件で緊急配備中のP巡査が、事件発生から約30分後、現場から約1キロメートル離れた地点で手配人着に酷似した甲男を発見し、職質しました。甲男のエコバッグの中身を確認したところ、バッテリー3つが見つかり、甲男が犯行を認めた場合、準現行犯逮捕できるのでしょうか。

Q064 緊急配備中の警察官に職務質問されて逃走を図った犯人を4号要件で、準現行犯逮捕することの可否 174

強盗事件の緊急配備に従事中の S 巡査部長が、事件発生から約 1 時間後、現場から約 600 メートル離れた地点で「両足とも黒色靴下のみ」という手配の特徴と一致する甲男を発見し、職質しましたが、任意同行を求めると甲男は制止を振り切って逃走を図りました。この場合、4 号要件に該当するとして、準現行犯逮捕することができるのでしょうか。

Q065 万引き防止ゲートの警報音により万引きが発覚し、通報を受けて臨場した警察官が準現行犯逮捕することの可否 178

百貨店の防犯ゲートの警報音により万引きが発覚し、警備員 Y 男に呼び止められた甲女が「1 時間前に万引きした」と自供しました。Y 男からの通報で 10 分後に臨場した S 巡査部長が防犯カメラで犯行を確認の上、甲女を窃盗の準現行犯人として逮捕しましたが、この準現行犯逮捕手続は、適法なのでしょうか。

第4章 逮捕後の手続

Q066 泥酔している被疑者に対する弁解録取手続 …………… 182

暴行事件の被疑者甲男の引致を受けたＴ警部補が弁解録取を開始しようとしたところ、甲男は泥酔しており正常な会話ができず、壁にもたれて床に座り込んでいる状態でした。この場合、Ｔ警部補はどのような措置を執るべきなのでしょうか。

Q067 被疑者の治療のために引致が遅れた場合における逮捕手続書の奥書の記載方法 …………… 184

交通事故現場で過失運転致傷の現行犯人として甲男を逮捕したＳ巡査部長が、甲男が「首が痛い」と訴えたため、病院で治療を受けさせた後に本署へ引致したところ、引致まで約３時間を要しました。制限時間内に送致できる場合でも、逮捕手続書の奥書欄に引致が遅れた理由を記載する必要があるのでしょうか。

Q068 通常逮捕後、持病が悪化した被疑者を病院に搬送し、同所において引致することの可否 …………… 188

侵入盗事件で甲男を通常逮捕し、立花署へ搬送中、甲男がてんかんの発作を起こし、病院で診察を受けさせたところ、直ちに入院加療が必要との診断がされました。逮捕状に「立花警察署又は逮捕地を管轄する警察署」と引致場所が指定されている場合、Ｔ警部補はどのような手続を執るべきなのでしょうか。

Q069 軽微事件の現行犯逮捕により被疑者を留置したが、後になって留置の継続の必要性が消滅した場合の措置…………… 190

鉄道線路内立入りの罪で現行犯逮捕し、留置した甲男が、翌日の取調べで氏名・住居・職業を素直に供述し、前科・前歴なし、立花署管内在住、母親及び妻子と同居する自営業者であることが判明し、逃亡のおそれがないと認められました。甲男が犯行を否認していることを理由に留置を継続することができるのでしょうか。

逮 捕 編

第1章 通常逮捕

第1節 逮捕状の請求手続

Q001 逮捕状請求における「相当な理由」の特定の程度

立花署では、V男宅において発生した侵入窃盗事件について捜査中であるところ、被害品の一部であるブランド物の腕時計が質店に入質されていること、その入質者は甲男であること、及びその入質日は被害発生から5日後であることが判明した。

そこで、同署のT警部補は、甲男を被疑者とする逮捕状を請求することとしたところであるが、この令状発付請求の措置は、妥当なのだろうか（なお、同署では、犯人を特定するに足りる指紋・足跡等の資料を被害現場から採取できていないものとする。）。

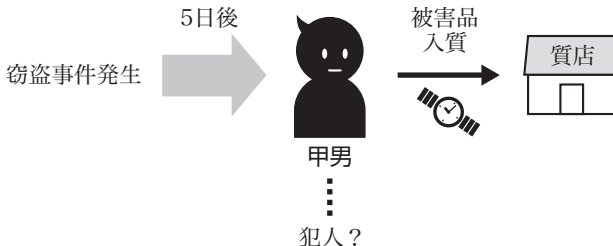
【検事の一コマメモ】

◀ 刑法130条前段、235条。

A

妥当ではありません。

◀ 甲男の犯罪の嫌疑を肯定し得る合理的根拠がない。



1 逮捕の理由

通常逮捕するためには、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由及び逮捕の必要性が必要になります（刑訴法 199 条 2 項）。

この「罪」とは、職務質問（警職法 2 条 1 項）の要件のように「何らかの罪」ではなく、特定の犯罪の構成要件を満たす行為でなければなりません。なぜならば、憲法 33 条が「犯罪を明示する令状」の存在を逮捕の要件としていることから考えて、特定の犯罪であることが法の要請とみるべきだからです。

本事例で、立花署は、甲男を V 男宅における窃盗事件の被疑者として逮捕状の請求を行おうとしていることから、V 男宅における窃盗の罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるかが問題となります。

また、本事例で、立花署は、侵入窃盗事件の被害品の一部である腕時計が、事件発生 5 日後に、甲男によって入質されていた事実のみをもって、甲男をこの事件の被疑者であると特定しています。

しかし、本事例では、事件発生から入質までに 5 日間の期間が空いているところ、例えば、その間に盗品の処分に関わった犯人が知人の甲男にこれを譲り渡し、甲男が入質した（つまり、甲男は盗品等有償（又は無償）譲受け罪の被疑者である）可能性も相当程度あります。

また、甲男が、盗品と知らずに譲り受けたとして、何らの犯罪も成立しない可能性もあります。本事例の時点で判明している事実だけでは、甲男が窃盗罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるとはいまだいえないでしょう。

2 結 論

本事例で、甲男を窃盗事件の被疑者とする逮捕状請求の措置は、妥当ではありません。

第2章 緊急逮捕

第1節 逮捕手続

Q025 被害者が不在で被害事実の確認ができない場合に緊急逮捕することの可否

立花署のS巡査部長らが深夜警ら中、無灯火の自転車に乗っている甲男を発見し、追跡して職務質問及び所持品検査を行った。

すると、甲男は住居不定であることが判明したほか、甲男が背負っていたリュックサックから、ドライバー、宝飾品3個及び腕時計1個が見つかり、甲男を追及したところ、「15分くらい前、V男宅に明かりが一切ついていなかったので住人が留守にしていると思い、掃き出し窓のガラスをドライバーで壊して中に入り、盗んできた。」旨の自供を得ることができた。

そこで、S巡査部長がV男宅に赴いたところ、V男宅は留守であったことから、隣人の協力を得て、これを見分したところ、甲男の自供どおり、掃き出し窓のガラスが割られて開錠されており、侵入した形跡があること等の事実を確認したが、住人不在のため、被害事実の確認はできなかったところである。

この場合、甲男を窃盗犯人として緊急逮捕することができるのだろうか。

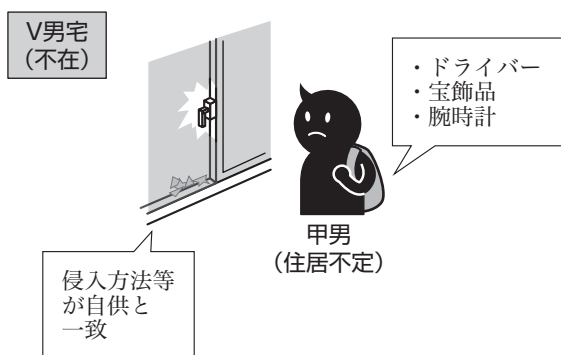
【検事の一ロメモ】

◆住居侵入(刑法130条前段)、窃盗(刑法235条)。

◆盗品と侵入具を現に所持しており、侵入した痕跡が自供内容と一致している。また、甲男は住居不定である。

A

できます。



1 罪を犯したことを疑うに足りる「十分な理由」

本事例の場合、窃盗罪は、「長期3年以上の拘禁刑に当たる罪」（刑訴法210条1項）に当たります。また、甲男は、住居不定で逃亡が容易であり、本件は、住居侵入、窃盗事件で、被害品が宝飾品及び腕時計であることから被害額が大きいものと思われ、公判請求も見込まれる事案といえます。そうすると、甲男としては、処罰を免れるために逃亡しようという動機が働きやすいでしょう。

したがって、直ちに甲男を逮捕しなければ逃亡されるおそれが大きいといえ、「急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができない」場合に当たります。

では、甲男を窃盗犯人と疑うに足りる「十分な理由」があるといえるでしょうか。

本事例の場合、甲男はV男宅から宝飾品及び腕時計を窃取したことを自供し、現に、窃取したという宝飾品及び腕時計を所持していました。そこで、その自供に基づいて見分を行った結果、甲男の自供どおり、V男宅の窓ガラスが割られて開錠され、侵入した形跡もありました。しかも、甲男は、侵入に使ったというドライバーも、被害品だという宝飾品及び腕時計と一緒にリュックサック内に入れて所持していました。そうすると、たとえV男が不在で被害事実が確認できなくても、これらの証拠関係から、甲男の自供の信用性は一定程度裏付けられているといえ、甲男がV男宅に侵入して宝飾品及び腕時計を窃取したものであると疑うに足りる「十分な理由」があるといえます。

2 結 論

本事例の場合、甲男を緊急逮捕できます。

第3章 現行犯逮捕

第1節 現行犯逮捕

Q037 犯行を現認していない被害者からの通報により臨場した警察官が、その場にいた犯人を現行犯逮捕することの可否

【検事の一ロメモ】

V女は、飲食店においてトイレに行った際、その個室内に財布を置き忘れてしまったが、その直後、たまたまトイレに入った同店のアルバイト店員甲女は、V女が置き忘れた財布を見つけ、同財布から現金だけを抜き取ってポケットに入れ、空の財布をトイレの窓から投げ捨てた後、トイレを出て店内に戻り、そしらぬ顔をしていた。

V女は、トイレを出てから約5分後、財布を忘れたことに気付き、急いでトイレに行くと、財布がなく、自分がトイレから出た後にトイレを使用した者は甲女のみだったことを知っていたので、財布を盗んだ犯人は甲女だと直感した。

しかし、V女は、甲女を問い詰めることなく、店長に対して110番通報を依頼するとともに、店内の客らに向かって、「たった今、トイレに忘れた財布を盗まれました。皆さん、すみませんが、警察が来るまで帰らないでください。」と大声で申し立てたが、甲女が急に、出入口のほうへ歩き出して店外に出ようとしたので、V女が再度、「警察が来るまで動かないでください。」と申し向けると、甲女は「店の外を見回りするんですよ。」と慌てた様子で言い、V女に食ってかかってきたので、V女は、甲女が犯人に間違いないと確信した。

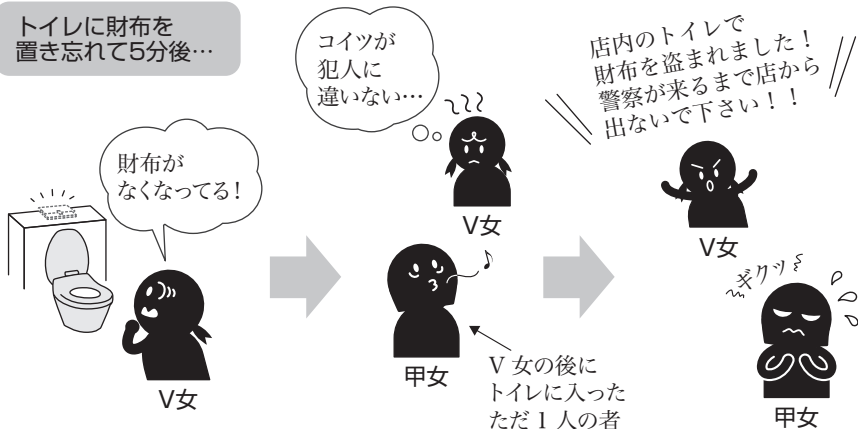
そして、店長が110番通報後、約10分間が経過した頃、T警部補らが現着し、V女は状況を説明したが、T警部補が甲女を職務質問したところ、甲女は犯行を認め、盗んだ金をポケットから出して提出した。さらに、甲女の自供どおり、トイレの窓の外に落ちているV女の財布が発見されたところである。

◀窃盗罪（刑法235条）。

この場合、T警部補は、甲女を「現に罪を行い終わった」
窃盗の現行犯人として逮捕することができるのだろうか。
なお、店内のトイレに外部から入ることはできない。

←被害者V女と逮捕者であるT警部補それぞれの視点からみて「犯罪と犯人の明白性」が認められる。

A できると考えられます。



1 令状主義の例外としての現行犯逮捕

現行犯人とは、「現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者」(刑訴法 212 条 1 項)をいい、警察官のみならず、私人でも、逮捕状なくして逮捕することができます(刑訴法 213 条)。ある者が現行犯人に当たるかどうかは、①「犯罪と犯人の明白性」、②「犯罪の現行性又は時間的接着性」の 2 要件から判断されます。

現行犯人の無令状逮捕は、強制処分について裁判官の事前の審査を必要とする令状主義(憲法 33 条)の例外とされています。なぜ例外が認められているかというと、令状主義は、捜査機関による強制処分について、裁判官がその当否を事前に審査することで、不当な人権侵害を防止する趣旨に出たものですが、現行犯逮捕の場合、被逮捕者が特定の犯罪の犯人であることが明白で、裁判官の事前審査がなくとも誤認逮捕による人権侵害のおそれが少ないからです。

第4章 逮捕後の手続

Q066 泥酔している被疑者に対する弁解録取手続

立花署 T 警部補は、当番勤務中、地域課 P 巡査から暴行事件の被疑者甲男の引致を受けたが、甲男は泥酔しており、正常な会話をする事ができず、取調室内の壁にもたれて床に座り込み、弁解の録取が困難な状況にあるところである。

この場合、T 警部補は、どのような措置を執るべきなのだろうか。

A 直ちに弁解の機会を与え、弁解録取書を作成するとともにその経過を明らかにしておくべきです。

実務上は、酔いが醒めた時点で改めて、同様の手続を執ります。

【検事の一口メモ】

◀被疑者が酒に酔っている状況及び弁解を録取することができなかったことについて簡潔に記載する。



1 弁解録取手続

刑訴法 203 条 1 項は、「司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から 48 時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。」と定めており、この規定は、緊急逮捕及び現行犯逮捕に準用されます（刑訴法 211 条、216 条）。

この規定は、憲法 34 条前段が「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。」と規定していることに基づき、被疑者の権利を定めたものであり、弁解の録取を必要とした趣旨は、被疑者に弁解の機会を与え、改めて留置の必要があるかどうかを再検討させるのを相当としたことにあるとされています。

したがって、捜査機関としては、引致された被疑者が泥酔状態にあり、分別がなくなった状態であっても、直ちに当該被疑者に犯罪事実の要旨、弁護人選任権及び弁護人等への連絡についての告知をした上で、弁解の機会を与えなければなりませんし、任意の署名・押（指）印が期待できない場合であっても、現に手続を行っている以上、これを担保するために、弁解録取書を作成すべきです。

また、このような場合、実務上は、酔いが醒めた時点で、再度、弁解の機会を与え、弁解録取書を作成する手続をとり、その措置を明らかにしておくことが妥当とされています。

これは、酔いが醒めた時点で弁解の機会を与えることによって、留置要否の判断をより確実に行うとともに、弁解録取手続が行われなかったなどと抗弁がなされた場合に備え、手続の公正を担保し、無用の紛議を避けるためです。

2 本事例の場合

以上のことから、本事例の場合、T 警部補は、被疑者甲男に対し、直ちに弁解の機会を与え、弁解録取書を作成するとともにその経過を明らかにしておくべきです。

署名・押印を拒否した場合もその旨記載すれば足ります。

また、酔いが醒めた時点で改めて同様の手続をとります。

〈監修・編著者紹介〉

栗田 知穂 慶應義塾大学法科大学院教授（元法務省法務総合研究所研究部
総括研究官、司法試験考査委員（刑法、刑事訴訟法）、最高裁判
所司法研修所教官（検察）、東京高等検察庁検事等）

坂田 裕紀 函館地方検察庁検事（元法務省大臣官房司法法制部付検事、富
山地方検察庁高岡支部長等）

江里口 紀子 京都地方検察庁検事（元大阪地方検察庁検事、和歌山地方検察
庁田辺支部長等）

- ★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ
個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。
- ★本書および当社媒体に関するお問い合わせにつきましては、個別のご回答は行っ
ておりません。いただいたご意見・ご質問は、企画運営の参考として活用させてい
たいただきます。

実践 刑事手続 逮捕編

令和8年8月15日 第1刷発行

監 修 栗 田 知 穂

編 著 坂 田 裕 紀
江里口 紀 子

発 行 者 橘 茂 雄

発 行 所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電 話 03-3291-1561（代表）

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>